

		に伴い初年度に納付すべき授業料等及び諸会費等に相当する平均的な損害が生ずるものというべきである」	<p>一般に早期に有利な条件で当該大学に入学できる地位を確保していることに照らすと、学生が在学契約を締結した時点で当該大学に入学することが客観的にも高い蓋然性をもって予測されるものというべきであるから、当該在学契約が解除された場合には、その時期が当該大学において当該解除を前提として他の入学試験等によって代わりの入学者を通常容易に確保することができる時期を経過していないなどの特段の事情がない限り、当該大学には当該解除に伴い初年度に納付すべき授業料等及び諸会費等に相当する平均的な損害が生ずるものというべきである」</p> <p>※A事件とB事件（原告2～4・6）との相違点 「合格した場合、本学部に入学することを確約できる者」という出願資格の有無</p>
「★推薦入試は例外」の下	8頁	(記載なし)	<p>[③に関するB事件の判示]</p> <p>「要項等に、『入学式を無断欠席した場合には入学を辞退したものとみなす』、『入学式を無断欠席した場合には入学を取り消す』などと記載されている場合には、当該大学は、学生の入学の意思の有無を入学式の出欠により最終的に確認し、入学式を無断で欠席した学生については入学しなかったものとして取り扱うこととしており、学生もこのような前提の下に行動しているものといえることができるから、入学式の日までに在学契約が解除されることや、入学式を無断で欠席することにより学生によって在学契約が黙示に解除されることがあることは、当該大学の予測の範囲内であり、入学式の日翌日に、学生が当該大学に入学することが客観的にも高い蓋然性をもって予測されることになるものというべきであるから、入学式の日までに学生が明示又は黙示に在学契約を解除しても、原則として、当該大学に生ずべき平均的な損害は存しないものというべきである。」</p>
【資料1】9条1号に関する下級審裁判例(★次回以降の検討会で追補予定)	25頁	2. <u>新古車（登録済み未使用車）販売</u> (東京地判平成14年7月19日金判1162号32頁)	2. <u>新古車（登録済み未使用車）販売</u> (東京大阪地判平成14年7月19日金判1162号32頁)
	25頁	3. <u>LPガス販売</u> (東京地判平成15年3月26日金判1179号58頁)	3. <u>LPガス販売</u> (さいたま地判平成15年3月26日金判1179号58頁)
	30頁	16. <u>弁護士委任契約</u> (東京地裁平成21年7月19日判時2074号97頁)	16. <u>弁護士委任契約</u> (横浜地裁平成21年7月10日判時2074号97頁)
【資料3】10条に関する下級審裁判例(★次回以降の検討会で追補予定)	41頁	9. <u>賃貸借契約：礼金不返還特約</u> (大阪簡判平成23年3月18日消費者法ニュース88号208頁)	9. <u>賃貸借契約：礼金不返還特約</u> (大阪簡判平成23年3月18日消費者法ニュース88号276頁)